

## 研究活動における不正行為に対する取組等について

研究活動に関わる不正行為は科学への信頼を大きく揺るがし、科学の発展を妨げる、あってはならないものであり、研究不正防止のためのより一層の取組が求められている。

### 文部科学省

- ガイドラインを策定し、各機関における不正対応の体制整備の促進

#### 研究活動の不正行為への対応のガイドライン(科学技術・学術審議会)

- ・競争的資金に係る研究活動の不正行為等に資金配分機関や大学等の研究機関が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等についての指針 (平成18年8月)
- 競争的資金の適正な執行に関する指針を策定(関係府省連絡会申合せ平成17年9月)
  - ・競争的資金の不正を行った者に他省庁を含む競争的資金の応募資格を制限
  - ・不正行為の内容に応じてペナルティを細分化、共著者に対するペナルティを明確化(平成24年10月)
- 研究倫理教材の作成支援(CITI Japan「大学間連携共同教育推進事業」において補助)
- 会議等を通じた研究不正防止に関する先進事例の紹介・普及啓発など

### 資金配分機関における取組等

- 研究不正に関する告発等の受付窓口の設置
- 不正行為への対応(措置、公表等)
- 研究倫理に関する教育・啓発など

#### 〈不正防止のための取組例〉

- ・公募要領に不正行為に関する項目を設け、応募者、研究機関に不正行為が認められた場合の措置等を周知
- ・「ハンドブック」の作成など、不正防止について普及・啓発
- ・説明会にて不正行為の防止について説明
- ・不正行為防止のための講習を実施し、誓約書の提出を義務化
- ・事業に参加する研究員への研究倫理教材(CITI Japan等)の履修の義務化 など

### 研究機関等における取組等

- 研究不正に関する告発等の受付窓口設置の体制整備や規程の整備
- 不正行為への対応(調査、措置、公表等)
- 研究倫理に関する教育・啓発など

#### 〈不正防止のための取組例〉

- ・機関独自の行動規範の策定
- ・CITI Japanなど研究倫理教材の作成、履修の促進
- ・管理職を対象に「研究リーダーのコンプライアンスブック」を配布
- ・管理職の研修参加の義務化
- ・通報相談のみならず、アンケート調査や職員への個別インタビューを通じて職員等の意識把握
- ・利益相反ポリシー及びマネジメントシステムの整備 など

### 日本学術会議

- 科学者の行動規範を策定し、自主的、自律的に周知

#### 科学者の行動規範

- ・科学者の自立性に依拠するすべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範
- ・研究活動における不正行為の事案の発生や東日本大震災を契機とし科学者の責任の問題等を踏まえ改定。(平成18年10月制定、平成25年1月改定)

※平成25年2月「『責任ある研究活動』の実現に向けて」を開催(共催:JSPS、後援:文科省)

# 文部科学省における研究費不正に関する取組

## 背景と基本的な考え方

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月文部科学大臣決定）を制定し、研究費不正使用の防止のための取組を推進。
- 一方、平成23年8月に実施した調査において、約50機関で不適切な経理の事案が報告されるなど、依然として一部の研究者、研究機関で抜本的な改善が見られない。
- このため、従来の取組に加え、平成24年度から以下の取組を新たに展開。

## I. 研究機関に対する取組の主体的改善・充実の促進【平成24年度実施】

### ■ ガイドラインの実施等に関する履行状況調査の実施

#### 【目的】

- ・ 公的研究費の管理・監査体制の主体的改善・充実を一層促進。
- ・ 必要に応じて、改善指導及び段階的な是正措置等の発動も視野。

#### 【調査対象】

- ・ 平成24年度は、一斉調査結果で「不適切な経理・有」と報告のあった約50機関を対象。
- ・ 次年度以降は、有識者会議の意見を踏まえつつ、その他の機関についても対象予定。

#### 【調査体制・方法等】

- ・ 外部有識者の参画を得て、「書面調査」及び必要に応じ、「面接調査」又は「現地調査」を実施。

#### 【調査結果の取扱い】

- ・ ガイドラインの趣旨や求める体制整備に反した実態が確認された場合は、「留意事項」として当該機関に通知・公表。
- ・ 問題が解消されないと判断される場合は、①管理条件の付与、②一部経費の制限、③配分の停止等の機関に対する是正措置を段階的に発動。
- ・ このほか、効果的・効率的な取組、他機関への波及効果が期待できる取組等についても調査結果報告として取りまとめ、広く情報発信。

#### 【調査状況】

- ・ 一斉調査の第1報で不適切な経理が認められた約50機関のうち、18機関を対象に実施。また18機関すべてに対して面接調査を実施し、調査結果については文部科学省HPを通じて公表。

## II. 研究者個人に対する罰則の強化等【平成24年度に各府省で内規を改正後、実施】

### ■ 不正者に対する府省共通の応募資格停止期間の厳罰化

- ・ 私的流用の厳罰化【現行:5年 → 10年】
- ・ 私的流用以外の厳罰化と適正運用【現行:最大4年 → 最大5年】
- ・ 研究(プロジェクト)代表者に対する管理責任義務の新設【最大2年】 など

## III. 情報発信・共有化の促進【平成24年度実施】

### ■ 研究機関の管理責任者・実務担当者等に対する研修会の充実

- ・ 担当者の資質向上、各研究機関の課題や効果的・効率的な取組等の情報共有の場として、内容の充実を図るとともに、研究機関の特性に合わせた研修会の開催も予定。  
〔開催実績:平成23年度 1カ所(東京) → 平成24年度: 全国8カ所 → 平成25年度: 全国10カ所(予定)〕  
〔参加人数:平成23年度 1,400名 → 平成24年度: 5,300名〕

### ■ 各研究機関の情報共有を促進するため、運営・管理の仕組み、コンプライアンスへの取組等についての積極的な公表を要請

関係府省と連携し、研究環境の充実に向けた競争的資金の制度改革と一体的に推進しつつ、研究費不正使用の防止に向け、各研究機関の主体的な取組を促進

# 研究費の不正使用等の防止に関する取組

## <不正使用等を引きおこす要因>

## <不正使用等の防止に向けた取組>

### 1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であり、自由に使ってよいという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

### 不正者に対する罰則の強化等

- 不正者に対する罰則の強化等
  - ・応募資格停止ペナルティ(最大5年間の応募制限)【科研費、H15】
  - ・機関管理の義務づけ【科研費、H16】
  - ・文部科学省のペナルティー斉適用【文科省、H16】
  - ・府省共通のペナルティー斉適用【関係府省、H17】
  - ・府省共通の応募資格停止ペナルティの強化【関係府省、H24】
    - ・私的流用の厳罰化(従来:5年→10年)
    - ・私的流用以外の厳罰化と適正運用(従来:最大4年→最大5年)
    - ・研究代表者の管理責任義務の新設(最大2年)

### 2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
- 機関内ルール
- 不正防止推進部署の設置
- 発注・検収のチェックシステム
- 内部監査・モニタリング等が不十分

### 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の策定(H19.2)【文科省】

- ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認(フォローアップ)
  - ・研究機関に対し、体制整備の実施状況報告書(チェックリスト)の提出を求める
  - ・分析結果報告書の作成・公表
  - ・現地調査の実施(H24年度:14機関、H23年度:61機関、H22年度:65機関)
- 研究機関担当者に対する研修会を毎年開催(H25年度:10か所予定、H24年度:8か所)
- ガイドラインの実施等に関する履行状況調査【H24】(H24年度:18機関)

### 3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
  - ・単年度会計主義
  - ・繰越、費目間流用制限
  - ・制度間で異なるルール

### 競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策アクション・プラン【CSTP+関係府省】
  - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
  - ・費目の統一化
  - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化【科研費、H23～】、調整金の導入【科研費、H25～】
  - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
  - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

# 研究における不正行為・研究費の不正使用に関する タスクフォースの設置について

平成25年8月2日  
文 部 科 学 省

## 1. 趣旨

今般、論文におけるデータのねつ造等という研究における不正行為の事案と、公的に助成されている研究費の不正使用の事案が発生し、社会的に大きな問題となっている。これまでも不正事案に対しては政府として一定の対応を図ってきたところであるが、政府全体の研究開発予算の大半と研究者の育成を所掌する文部科学省に対しては、これらの事案に対して責任を持って必要十分な対策を講じ、もって国民からの信頼を回復することが求められている。

このような問題意識の下、これまでの不正事案に対する対応の総括を行うとともに、今後講じるべき具体的な対応策について全省を挙げて検討するため、標記タスクフォースを設置する。

## 2. 構成員

(座長) 福井副大臣  
(座長代理) 藤本文部科学審議官  
川上政策評価審議官  
布村高等教育局長  
土屋科学技術・学術政策局長  
吉田研究振興局長

## 3. 検討事項

- 代表的な不正事案の概要と現在の対応状況について
- これまでの不正事案に対する対応の総括について
- 今後講じるべき対応策について